

日 薬 業 発 第 284 号
令 和 6 年 11 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 荻 野 構 一

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の
リーフレットの送付について（周知協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課及び厚生労働省医政局総務課より、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について別添のとおり、会員への周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

同センターについては、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（女性版骨太の方針2024）においてもその機能強化が求められており、今般その取組の一環として、医療関係者の理解促進や、同センターと医療関係者が連携した被害者支援につなげるため、医療関係者向けチラシ・リーフレットが作成されました。

同センターに関しては、これまでも、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修や緊急避妊薬販売に係る調査事業の実施に際し、会員等への周知や同センターとの連携に取り組んでいただいているところですが、改めて、貴会会員にご周知いただき、同センターの理解促進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<別添>

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」のリーフレットの送付について（周知協力依頼）

（令和6年11月1日付、内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課・厚生労働省医政局総務課 事務連絡）



事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 1 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課
厚生労働省医政局総務課

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の
リーフレットの送付について（周知協力依頼）

平素より医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下、「センター」という。）をご理解いただくため、内閣府及び厚生労働省の連名によるリーフレットを作成しましたので送付いたします。

センターについて簡潔にまとめた内容となっておりますので、貴会員の皆様への周知につき、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療従事者のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら…

ワンストップ支援センターに
ご紹介ください



「性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター」と
医療従事者との連携のために
知っていただきたいこと

はじめに

このチラシは、医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- ・レイプ（膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害）、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- ・レイプドラッグなどによる被害もあります。
- ・被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。



性暴力は、「性犯罪」となる
場合もあります

例えば…

- ☒ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☒ 性的姿態等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ
支援センターにご紹介ください。

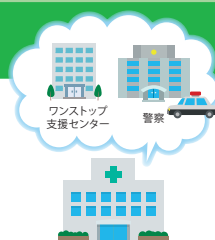
などを受診する可能性があります。

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、

思い込みによる
発言の例

露出度の
高い服装を
しているから

本当に嫌なら、
抵抗できたはず

男性なら、
性被害を受ける
わけがない

悪意のない
発言の例

よくあること
だから気にしない
方がいい

もっと自分を
大切に

今後はしっかり
避妊しようね



内閣府
男女共同
参画局



厚生労働省
医政局

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

●自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。 ●医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

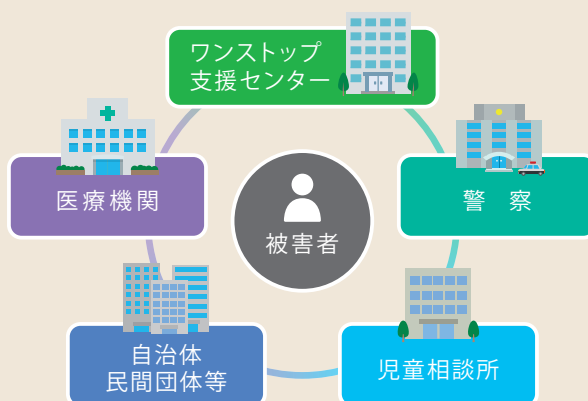
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターができること

ご本人の意思を尊重し、
右記の支援を行います

相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。

心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。

医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費等の補助もあります。

法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。

同行支援

病院や警察への同行等を行います。

関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支援も行います。

性暴力の被害者を診察したら、 ワンストップ支援センターに ご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

はやくワンストップ
全国共通番号「**#8891**」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。

(ご相談は匿名でも承ります。)



ワンストップ支援センター全国共通番号

はやくワンストップ

短縮

#8891

ひかり電話

0120-8891-77

通話料無料
24時間365日

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

03 - 5253 - 2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課

03 - 5253 - 1111 (代表)

コラム①

「あなたは悪くない」と伝えて下さい

性暴力の被害にあったことは、被害者の責任ではありません。しかし、被害者は、自尊心を傷つけられ、何度も自分を責めたりします。

受診者の性被害に気付いたら、ワンストップ支援センター、警察等への相談を勧めるとともに、医療従事者の皆様から「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と、繰り返し伝えてください。



コラム②

二次被害について

周囲からの思い込みや偏見などによる言動によって、さらに傷つけられてしまうことを「二次被害」と言います。

この二次被害によって、被害者は無力感や罪悪感、自責感を強め、心を閉ざし、治療や相談を中断してしまうことがあります。

二次被害防止の重要性についてご理解頂き、被害者に寄り添ったご対応をお願いします。

思い込みによる発言の例

露出度の高い服装をしているから

本当に嫌なら、抵抗できたはず

男性なら、性被害を受けるわけがない

悪意のない発言の例

よくあることだから気にしない方がいい

もっと自分を大切にしてください

今後はしっかり避妊しようね

性暴力の被害者を診察したら、ワンストップ支援センターにご紹介ください。

被害者に寄り添い、サポートします。

まずは、話してみませんか？



ワンストップ支援センター全国共通番号

はやくワンストップ

短縮

8891

ひかり電話

0120-8891-77

～通話料無料 24時間365日～

内閣府男女共同参画局HP

性犯罪・性暴力とは 内閣府



https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html



内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

03 - 5253 - 2111 (代表)



厚生労働省医政局総務課

03 - 5253 - 1111 (代表)

医療従事者のみなさまへ

性暴力の被害者に気付いたら...

ワンストップ支援センターにご紹介ください

まずは、話してみませんか？



「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と医療従事者との連携のために知っていただきたいこと



内閣府
男女共同
参画局



厚生労働省
医政局

はじめに

このリーフレットは、医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の方に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」について理解を深め、センターと連携して、被害者支援にあたっていただくことを目的としています。

性暴力とは、同意のない性的な行為です

- ・レイプ（膣、肛門、口腔への挿入を伴う被害）、その他の性的接触だけでなく、言葉やインターネットを通じた性暴力もあります。
- ・レイプドラッグなどによる被害もあります。
- ・被害者と加害者の関係性に関わらず、どのような環境でも起こり得ます。

性暴力は、「性犯罪」となる場合もあります

例えば…

- ☒ 不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
- ☒ 性的姿態等撮影罪 など



皆様のご理解とご協力が必要です

被害者は

産婦人科

救急科

小児科

泌尿器科

肛門外科

外科

耳鼻咽喉科

精神科

心療内科

などを受診する可能性があります。

受診した方の性被害に気付いたら、
ご本人の同意を得て、ワンストップ支援
センターにご紹介ください。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センターとは

- 自治体が設置する、性暴力被害者支援を専門とする相談機関です。
- 医療費、カウンセリング、法律相談等の費用の補助を行っています。

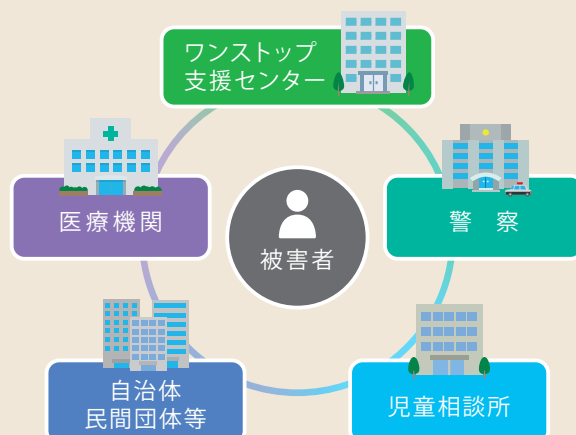
ワンストップ支援センターは

- 全都道府県に1か所以上設置されています。
- 24時間365日相談できます。
- 女性、男性、子ども等、多様な被害者からの相談を受け付けています。

お近くのワンストップ支援
センターに関する情報は
こちらから



被害者を支える地域のネットワーク



ワンストップ支援センターが できること

ご本人の意思を尊重し、以下の支援を行います



相談

専門の相談員が、被害者の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考えます。



医療的支援

医療の提供や証拠採取等を行う病院の紹介、同行等を行います。医療費



同行支援

病院や警察への同行等を行います。



心理的支援

必要に応じ、カウンセリングを提供します。



法的支援

弁護士などの専門家を紹介します。また、裁判所、弁護士事務所などに同行します。



関係機関と連携

警察、学校、自治体などの関係機関と連携して支援します。家族への支

はやくワンストップ
全国共通番号「**#8891**」に
電話すると、最寄りのセンターに
つながります。（ご相談は匿名でも承ります。）

まずは、話してみませんか？

